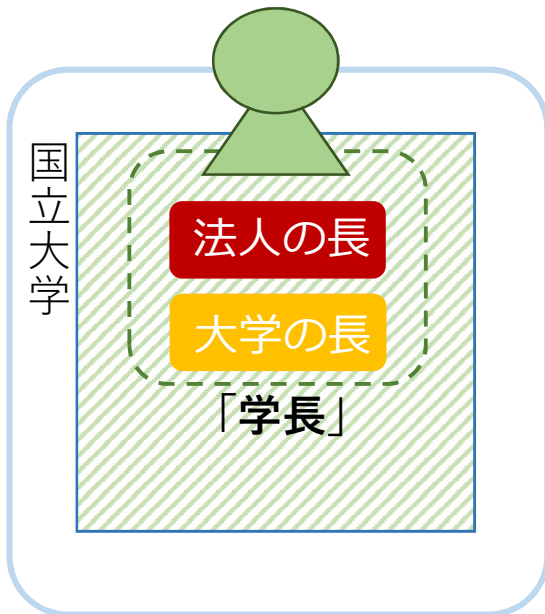


# 国立大学の一法人複数大学制度等について 概要

## 現行

現行は、国立大学法人法上法人の長と大学の長を兼ねる「学長」を置く体制のみ

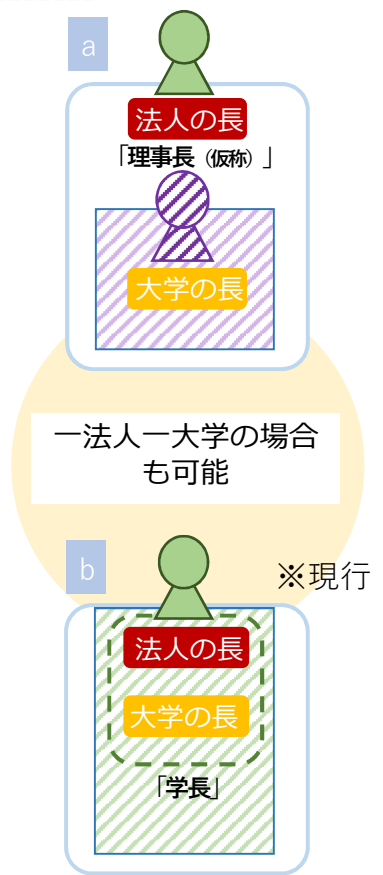
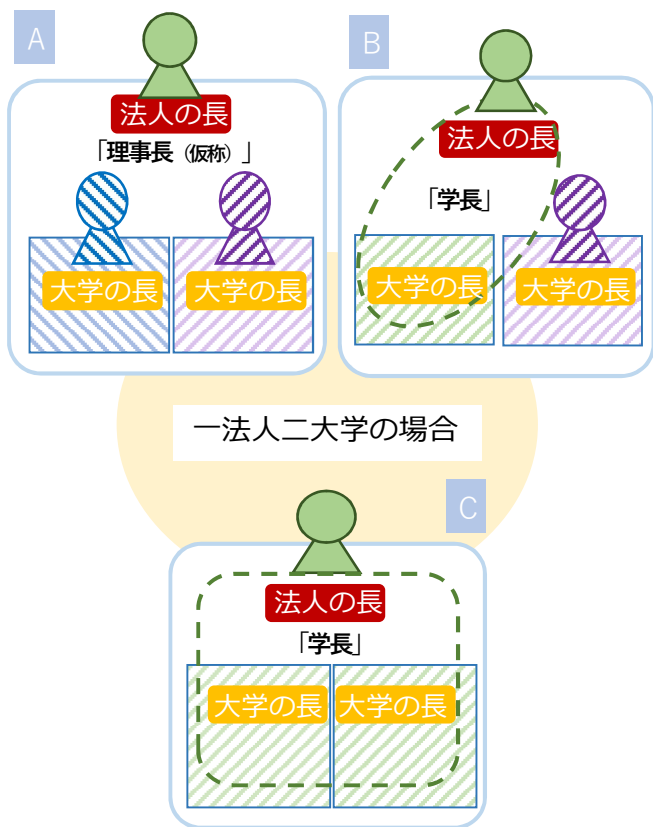
国立大学法人



## 制度改革

国立大学法人の判断で、以下の体制を選択できるような仕組みを設ける

- 一つの国立大学法人が複数の大学を設置することができる
- 大学の長を分担して置くことができる



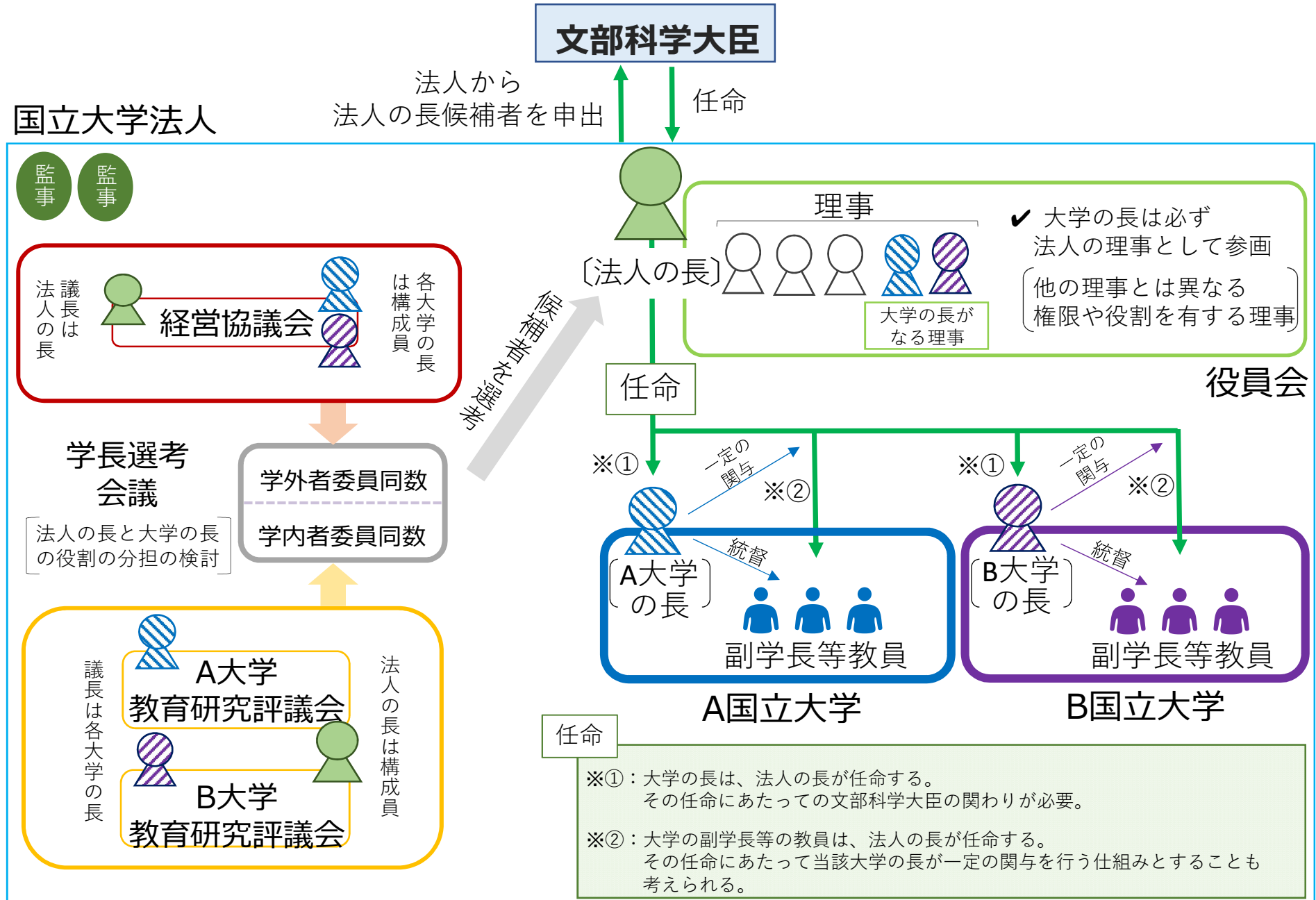
■ 法人の長：法人を代表する者

■ 大学の長：法人が設置する大学の校務（学校教育法に規定）をつかさどる者

国立大学法人法上は、「法人の長」と「大学の長」を兼ねる者⇒「学長」 / 「大学の長」を兼ねない「法人の長」⇒「理事長（仮称）」と整理  
 学校教育法上は、「大学の長」⇒「学長」

※実際の運用においては、混乱や誤解が生じない範囲で、「理事長」や「機構長」等の呼称を各国立大学法人において用いることも考えられる

※設置する大学の長が全て法人の長と異なる場合



## 法人の長と大学の長の役割分担

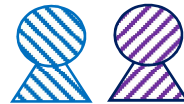
教育研究と法人経営の  
双方の観点による議論を踏まえ、  
各法人において大学の長を  
分担することを判断

法人における判断にあたって  
文部科学大臣の  
関与を定めることが必要



【法人の長】

- 法人全体に対して監督責任を負い、経営の失敗や法人の諸問題の責任を負う
- 法人の人材・資源・予算を掌握し、組織のガバナンスを維持し、法人の目標や業務の成果の最大化を任務
- 経営に長けた者であるだけでなく、教育研究活動にも一定の理解を有する必要

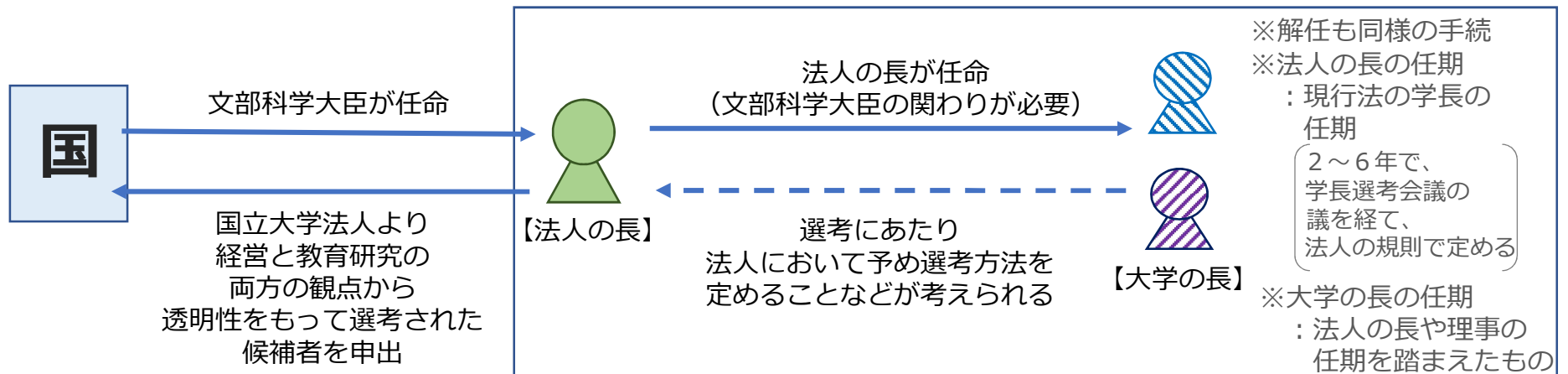


【大学の長】

- 各大学の校務をつかさどり、所属職員を統督（学校教育法第92条第3項に規定する職務）
- 法人全体の経営方針に従いつつ、大学運営の自主性や創意工夫が活かされるよう、教育研究に関する一定程度の裁量や権限を有すると同時に、法人の長に対して責任を負う
- 法人組織における職位は、他の理事とは異なる権限や役割を与えられた「理事」

## 法人の長と大学の長の任命手続き

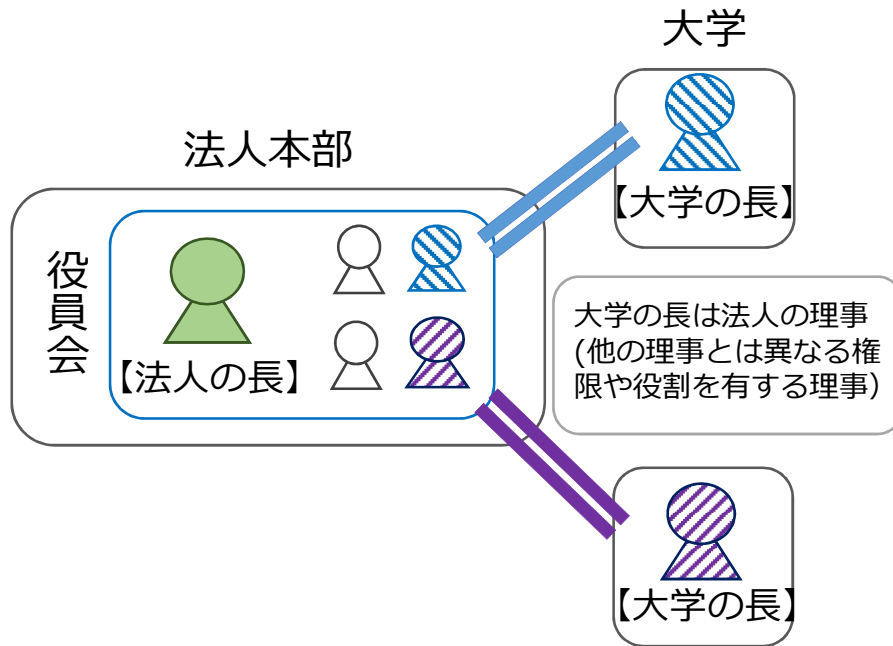
### 国立大学法人



# 法人における意思決定システム

➤ 法人経営と教学の一体性を確保した体制が必要

## 役員会



## 経営協議会

### 基本形

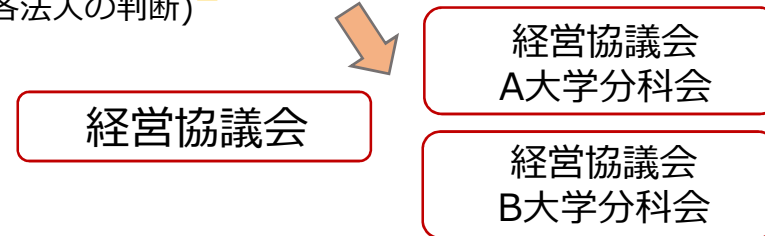
法人に経営に関する事項を審議する経営協議会を置く



### 運用の例

(各法人の判断)

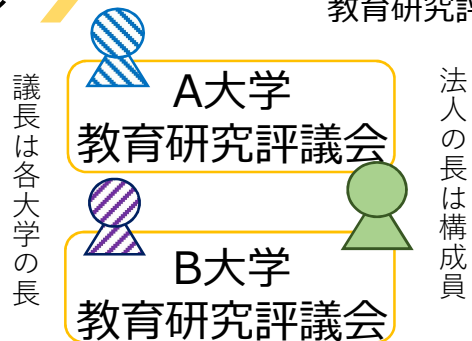
各大学の経営事項を審議する場を設ける



## 教育研究評議会

### 基本形

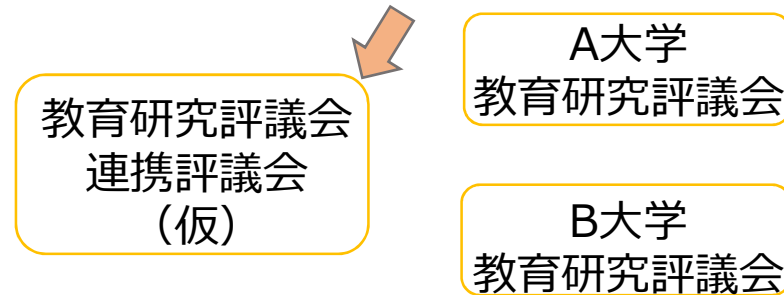
法人に大学ごとに教育研究に関する事項を審議する教育研究評議会を置く



### 運用の例

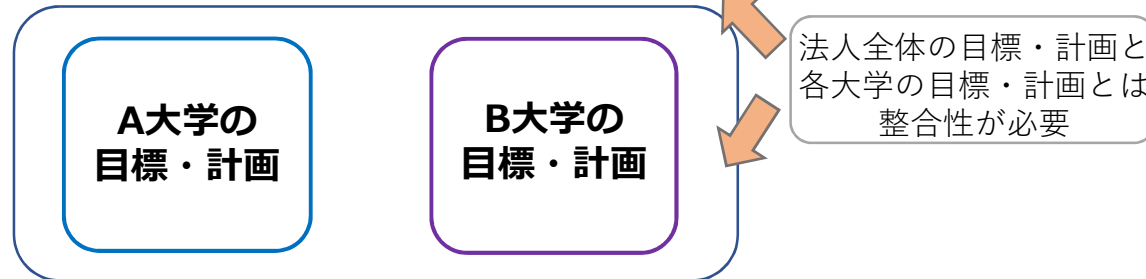
(各法人の判断)

法人全体の教育研究の方向性を審議する場を設ける



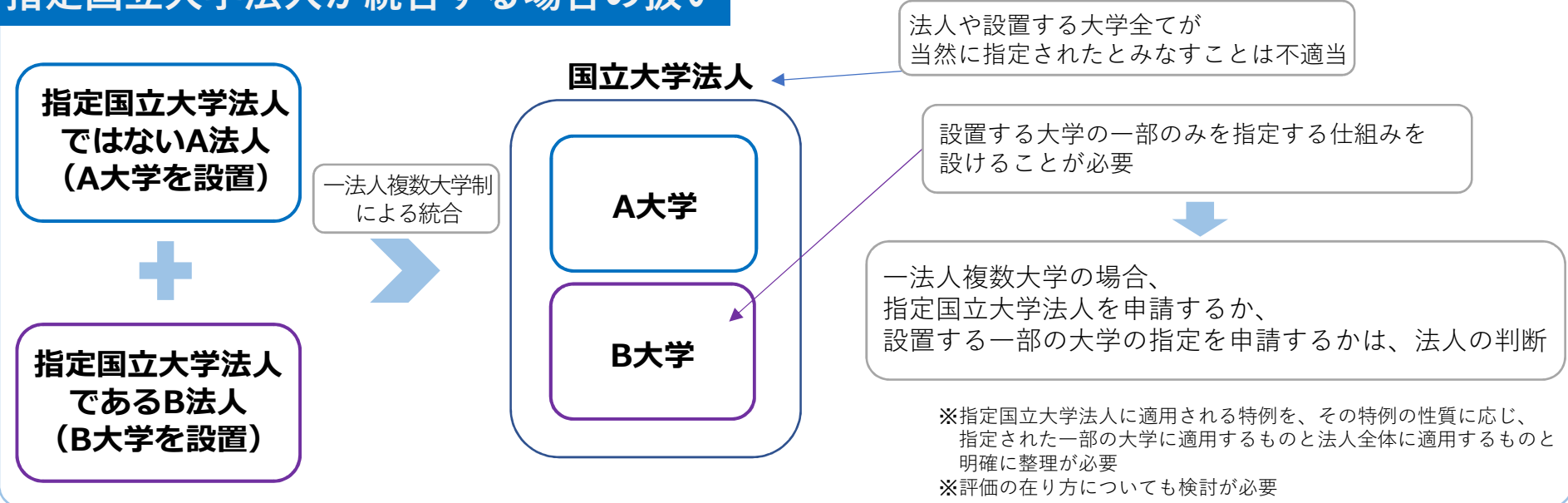
## 中期目標・中期計画、評価

### 国立大学法人全体の中期目標・中期計画



- 法人経営の責任者である法人の長が、中期計画の策定の責任と権限を有する。策定及び目標・計画達成に向け、大学の長と連携をとることが重要
- 一法人複数大学の法人の評価については、経営を担う法人と教育研究を担う各大学について、どのように評価していくのか、国立大学法人評価委員会において引き続き検討が必要

## 指定国立大学法人が統合する場合の扱い



## その他

- 統合を検討する法人間でしっかりと議論を尽くし、各法人が所在する地域や経済界、学生等のステークホルダーをはじめ、社会に対ししっかりと説明責任を果たしていくことが必要であること。
- 現行制度の、法人の長と大学の長を一致させることによる国立大学法人運営上のメリット以上に、法人の長と大学の長を分担することが法人の教学や経営面に更なるメリットがある場合に、一法人一大学の場合においても、法人の長と大学の長の分担を選択できるよう制度の見直しを行うことが望ましい。一方、その場合にも、法人における経営と教学の一体性の確保が担保されていることが必要。